

秘密表示 (朱印)

秘

無期限

秘密指定解除
公文書監理室

部数指示	発信用	執務用	備考
正 信	2	1	3
付	あり	タイフ	
属			

發送日
処理日
発 行

昭和49年12月10日

タイフ 検査

文書課長

公 信 案 (分類)

公 信 案 号	北 5121	公 信 日 付	昭和 49 年 12 月 9 日
大 臣	主 管	起 案	昭和 49 年 12 月 7 日
政 務 次 官	アジア局長	起 案 者	宮下
事 務 次 官	次 長	電 話 番 号	2415
外務審議官	参 事 官		
外務審議官	北東アジア課長		
官 房 長	首席事務官		
協 議 先			
法 務 課			
受 信 者	在 韓 国 後 宮 大 使		発 信 者
	在 釜 山 旧 村 总 領 事		外 務 大 臣
写 送 付 先	(希望 発送 日)		
	月 日		
件 名	旧 軍 人 軍 属 等 韓 国 人 遺 骨 の 引 渡 し 問 題		
9 38			

GA-2

外務省

回覧番号

亜北△第5121号

昭和49年12月9日

在外公館長殿

外務大臣

(件名)

旧軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡し問題

引用公・電信
日付・番号

11月21日付 往信 亜北第2415号

1 12月4日、北東アジア課長は当地出張中の韓国外

務部禹東北亜州第1課長に対し11月13日及び11月16

日の本件に関する韓国側申し入れ(冒頭引用公信参

照)に対し、基本的には前回引渡した例に準じて、先般の

韓国側申し入れにできるかぎり流うような方向で実現

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

(※印は文書課記入)

したいとの考えを述べるとともに現段階における検討結果等を次のとおり回答した。

(1) 引渡しの期日は12月25日を目途として準備検討している。

(2) 引渡しの場所は釜山に異存はない。ただ輸送手段を航空機とする韓国側の希望は何か特別な理由があるのか、うかがいたい。(状況により)前回同様(釜山)釜山フェリーを経由して送りどけるのは如何かと考える。

(3) 輸送責任者は今のところ次官クラスを考えているが、国内の事情もあり決定の段階でない。

(4) 対象となる遺骨は835柱であるが、貴方に照会中の113柱についても、できれば同時に取扱いたいのので、結果をできるかぎり早く通報ねがいたい。

(5)

(6) 慰霊祭については、つとめて前向きに検討をしているが、
 主管省は^は厚生省であ^{り、}~~る~~決定するに至っていない。念の
 ため、日本で慰霊祭を行なうという考えは、韓国政府
 のものか、または遺族会等の要望を受け入れたものなの
 かうかがいた^く、慰霊祭をするとすれば日本国内
 の総連等の団体からの反発により混乱を惹起すること
 もなしとせず、又引渡し期日を発表5日前とすれば、
 必然的に慰霊祭の招待者と限定され、小規模かつ
 形式的にならざるを得ないという問題があるので、あらか
 じめ申し上げておく。

(7) 上述の慰霊祭と関連するが、引渡し期日の発表^が
 が5日前ということは、慰霊祭等を行なうための事務的余
 裕がなく、少くとも10日前位に発表(招待者への案内状
 により公然のものとなる)が必要がある。

(8) 個々の遺骨の箱は前回と同様としたいが、43cm x 43 x 50のダンボール箱に8柱の遺骨箱を納め白布をかけて1箱としたい。また、遺骨箱への姓名、出身郡名、遺骨番号、生年月日及び戦死場所の注記については(前回はやっていないが)年内引渡しの場合事務的に無理があるので所要の事項(姓名、出身郡名、遺骨番号(生年月日は明らかでない))を記載した紙を遺骨箱の上に見張り付けることにしたい。

(9) 釜山に到着し引渡す際に上記の8柱ごとの箱のまま、貴方へ引渡すことにしたい。港において何等かの行軍を考えておれば、教えてもらいたい。(空港等で遺骨を各個人毎にするのであれば、帽子をかぶせる等の作業があり、そのための要員をみこんでおく必要がある。)

(10) 釜山における引渡しに引き~~つ~~つづく行軍の予定はどのうなっているか、参考までにうかがいたい。

2. これに対し、禹課長は、韓国側の基本的要望は①12月20日に引取りたいこと、②本件をことさらにあらだてない
 ように処理することであるとして、当方に説明したところ
 (当方よりの追補発言を含む)次のとおり。

(1) 本件遺骨の引取り事業のため、韓国政府としては本年度予算の予備費から3000万ウォンを行事関係経費として支出する

こと及び遺骨を12月20日に引取ること ~~を~~ ^{昨日} (12月¹³日)

閣議決定する運びとなっている。韓国では12月20日以降

は予備費^は支出^{でき} ~~ない~~ ^{こと} 事情 ~~あり~~ ^{あり} 是非

12月20日に遺骨の引渡しを受けたい。事務上の問題

で遅れそうだというのがあれば、遺骨箱への注記等は省

略してでも12月20日に間に合~~い~~わせてもらいたいと思っている。

(2) 釜山までの輸送を航空機にしたい理由は、

慰霊祭を行ない安置する予定の場所が釜山空港の近 ^(公園墓地)

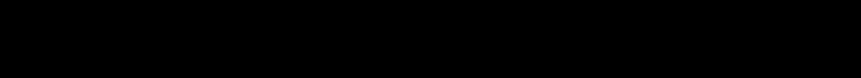
傍にあるからであり、若しアエリポートにより帰国した場合

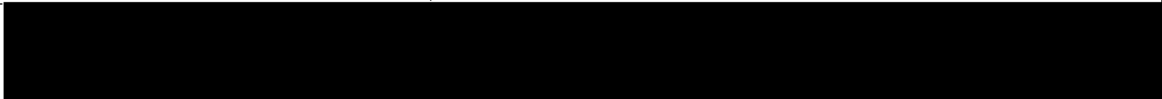
は、遺骨の行列が釜山の街の中を長時間にわたって行進することになり、遺族や関係者の中で本処置に不満をいっている者との間にいたずらに摩擦を引き起こす可能性があるのである。

(3) 日本側の引渡し責任者が次官クラスであれば、韓国側としても結構である。

(4) 現在照会を受けている113柱についてはすでに保健社会部において100柱以上の確認ができており、近日中に調査結果が通報できるものと思う。(なお保健社会部の調査係官が事実の調査は適当にやり、113柱全部を確認できたと日本側に通報してはどうかと、語じたのに対し、禹課長が、これは日本に対する不信行為であるのみならず、将来国内的な補償措置を行なう時の悪例になるとして厳しく批判しておいたと内話した。)

(5) XXXXXXXXXX 現在韓国内では遺族に対する補償

措置がとられておらず、かかる補償額は1人につき1000万ウ
 オンレベルの問題であるため、早急に解決できない問題
 であり、政府の補償が10万ウオン程度であれば、政府
 批判の聲が高まるものと思われ、これを避けるためにも今回
 は埋葬費を日本政府が負担することにしようというか
 との考之方によるものであり、韓国側の申し入れ額（1柱につ
 き10万～13万ウオン）を是非とも日本側で受け入れてもらいた
 い。しかしながら、遺族からの強い要求のため韓国政府と
 して極めて苦しい立場に追い込まれるので重ねて、再考慮を
 お願いしたい。（）



 ために拘泥すれば本

件遺骨の引渡しそのものが不可能となるおそれが大であ

る旨説明したところ。）韓国政府としては、韓国内における

遺族等からの厳しい要求を理解の上、引きつづき日本政

府が再考および急願するが、12月20日に返還を実現する
ことが最優先であり



(6) 本件の処理振りに対し反対する者や不満に思っている者は少なく、不測の事態が起きる可能性を排除し得ないので、基本的には不必要な範囲にまで周知させることなく、迅速に返還行事等を取り運ぶことが得策であると考え。したがって日本側で行なわれる慰霊祭等も大げさにする必要はない。個人的意見

~~見たいが日本側が~~ 極く小規模に慰霊祭を行なう。これは自分の一存では決められないことを以て後刻御返答でも構わないと考える。引取り日程の公表を5日前にしたのも同じ配慮から出たものである。

(7) 空港では引取りの式を考えているが、これには^軍部隊を使^{1名}って零回気をもり上げ、~~女性~~遺族代表者に当該

何人遺骨を引渡す^{だけ}で式を終るとし、~~残りの大~~^{たいど}
~~遺骨全体を~~ (公園墓地)
~~近隣の霊園に~~ 近くの霊園に輸送し、ここで約50名
 の女学生の手を借りて、遺骨を一柱ずつに分けて安
 置し、慰霊祭~~準備~~を行なうつもりである。

(8) 韓国側の行なう慰霊祭に日本の引渡し責任者が
 出席した場合多分に気まずい思いをされる状況が起
 ると思われるが、韓国政府としては、やはり出席された
 方がベターだと思っている。

3. 当方は上記の~~文書~~^{話し合い}を示さず、厚生省と協議
 の上、12月5日、6日に~~韓国側と再交渉~~^{東に高諫長と話し合った}結果
 新たに次の点につき合意をみた。

(1) 遺骨の引渡しは12月20日を目途に準備を進
 める。

(2) 双方の間の正式な手続としては、まず韓国側よ
 り文書をもって遺骨引渡し^の要請を受け、当方

より具体的引渡要領を口頭で伝え、これに対し

韓国側より了解する旨を口頭で返事する ~~事~~

~~事~~ の方向で検討していく。

(3) 本件は3日前に同係遺族に通知する以外は

特に公表しない。(即ち、5日前の公表というのを行わない)

(4) 照会中の113柱については、12月10日午前までに

回答あったものは今回引渡す。

(5) 輸送は、^{出来る限り} 船隻により日本側の釜山まで送達

要検討しその線 するよう準備を進める。

4. なお厚生省作成による本件遺骨の原簿で重

複記載されたもの3件が発見されたので、別添の

資料を禹課長に手交した。

5.